

商品概要説明書

当座性農業運転資金証書切替資金

(2026年4月1日現在)

商品名	当座性農業運転資金証書切替資金
ご利用いただける方	<p>当 J A の組合員（正組合員、准組合員）で次のすべての要件を満たす方とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県農業信用基金協会の保証を受けた当座性農業運転資金（農業経営改善促進資金、アグリスーパー資金及び担い手応援ローン）の契約者で、証書貸付への切替により計画的な償還を希望する方、または、既往当座性農業運転資金契約者の関係者で、新たに債務者となり証書貸付への切替を希望する方（但し個人の場合）。 ○ 返済について懸念がなく、前年度税込年収が 150 万円以上ある方（但し個人の場合） ○ 個人の場合は、最終償還時年齢が満 80 歳未満となる方。最終償還時年齢が 80 歳を超える場合には、原則として後継者を連帯債務者とすること。 ○ 被切替対象資金の利用期間内であり、延滞していない方。 ○ その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	<p>山形県農業信用基金協会保証付である以下資金から、証書貸付方式への切替とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農業経営改善促進資金（通称スーパーS 資金） ○ アグリスーパー資金 ○ 担い手応援ローン
借入金額	○ 被切替対象資金の貸越残高(1 万円未満の端数は切捨とします)
借入期間	○ 原則として 6 か月以上 10 年（120 か月）以内（据置期間は設定しない）。 但し、後継者を連帯債務者とする場合には 20 年以内とすることができます。
借入利率	○ 当 J A 所定の利率といたします。詳細については、当 J A の融資窓口にお問い合わせください。
借入方式	○ 証書貸付とします。
返済方法	<p>(1) 元利均等返済もしくは元金均等返済とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式、年 2 回返済方式、年 1 回返済方式のいずれかとなります。特定月増額返済方式による返済元金総額は、貸付金額の 50% 以内（10 万円単位）。</p> <p>(2) 返済日はあらかじめ融資機関が定めた特定の日とする。</p> <p>(3) 一部繰上返済は、約定返済日に行えるものとし、返済額は任意とする。</p> <p>(4) 全額繰上返済は、任意の日に行うことができる。</p>
担保	○ 必要に応じ担保の設定をさせていただくことがあります。
保証	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則として山形県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。 ○ 法人の方は、必要に応じて代表者を連帯保証人とします。なお、個人の方でも、連帯保証人を求める場合があります。 ○ 「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、所定の要件を充足すると見込まれる場合には、借入をされる方の意向等も確認したうえで、連帯保証人を必要としない場合がございます。 ○ 連帯保証人を設定させて頂く場合には、連帯保証人とさせて頂く方が以下の「経営

	<p>者等」に該当するかどうかを確認させていただきます。</p> <p>【法人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営者（法人の理事・取締役・執行役これらに準ずる方） ・ 大株主（総株主の議決権の過半数を保有している方など） <p>【法人以外の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共同経営者（お借入される方と共同して事業を行う方） ・ お借入される方の事業に実際に従事している配偶者の方 <p>○ 「経営者等」に該当しない場合は、連帯保証人とさせて頂くにあたりまして、公証役場の公証人が作成する「保証意思宣明公正証書」が必要となります。なお、「保証意思宣明公正証書」につきましては、保証契約を締結する前の1ヵ月以内に作成されたものに限りま。</p>
保証料	○ 保証料（0.45～0.65%）は、ご融資時に一括してお支払いいただきます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○ 苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本店（所）またはリスク管理室（電話：0234-43-8777）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○ 紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JAリスク管理室またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>山形県弁護士会、仙台弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。）</p> <p>東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）</p> <p>「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・ 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。
その他	<p>○ お申込みに際しては、当JA、および原則として山形県農業信用基金協会において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、予めご了承ください。</p> <p>○ 現在のお借入利率やご返済額の試算、保証意思宣明公正証書の必要有無の確認および取得方法等については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。</p>

J A庄内みどり